

各位

令和7年7月吉日
南 甲 弁 理 士 ク ラ ブ
幹 事 長 井 上 佳 知
研修部会長 大坂 尚輝

南甲弁理士クラブ主催 知的財産実務研修会のご案内

元商標審査官だから話せる商標審査の実情

講師 : 弁理士 中村 聖 先生 (西村あさひ法律事務所・外国法共同事業)
日時 : 令和7年7月29日(火) PM6:30~8:30
(受付: PM6:10~)

会場 : 弁理士会館 2階 AB会議室
会費 : 令和3年度以降弁理士試験合格者 無料
上記以外の南甲会員 1,000円
上記以外の非南甲会員 2,000円

*会費は当日、会場でお支払いください。

申込方法 : 下記 URL からお申し込みください(申込期限: 令和7年7月25日(金))。
<https://forms.gle/xVYSsywDekPCLFwU6>

拝啓 時下益々ご清祥の段お慶び申し上げます。

商標実務においては、依頼者の業務を適切にカバーできる指定商品・指定役務の検討、識別力の有無の検討、先行商標との類否、想定される実際の使用態様等、商標登録出願をする段階で検討しておくべきことが多岐に亘っています。さらに、審査段階においても、拒絶理由の内容を精査して、意見書での主張の内容を検討して起案をする必要があり、商標実務に携わる弁理士にとっては腕の見せどころのひとつになっています。

商標登録出願から審査を経て登録に至るまでの間で一貫していることは、審査官がどのような審査を行うかを想定する必要があるということでしょう。すなわち、商標実務は、審査官との対話であるといえます。

本研修では、特許庁の元商標審査官の中村聖先生に、審査官の日常業務、類似群の付与の方法、庁内の決済手続等といった元審査官ならではの実情をお話しいただくとともに、商標登録出願から登録までのポイント、審査方法や審査のポイント、識別力の判断手法や先行商標の調査方法、審査官に響く意見書とそうでない意見書、審査官が審査の際に考えていること、審査官が得意な調査事項とそうでない調査事項等、実務に有益な事項を多数お話しいただく予定です。

定員は50名となっております。多数の受講希望が寄せられることが想定されますので、受講をご希望の方は、お早めにお申し込みください。定員になり次第、締め切らせていただきます。

敬具

※本研修は、継続研修の単位認定(2単位)を申請中です。

※ご不明な点がございましたら、弊クラブ研修部会の大坂あてに下記Eメールアドレスへご連絡ください。

Eメールアドレス (kensyu@nankoh.gr.jp)

本案内は、受験生登録のお申し込みをされた弁理士試験合格者の方にもお届けしています。以後、南甲弁理士クラブからのご案内がご不要な方は、その旨を info@nankoh.gr.jp までご連絡下さい。